

中小企業いばらき

【クローズアップ】

雇用・労働関係助成金の活用



写真 茨城県鉄筋業協同組合

CONTENTS

クローズアップ	1
ニュースフラッシュ	8
インフォメーション	10
お知らせ	11
組合実務Q & A	13
Voise	
組合等トップインタビュー	15
経済・労働リサーチ	17
業況レポート	18
中央会だより	30

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)

事業者向けカードローン

クイックジェイ QUICK J

急な事業資金が必要な時にとても便利！

法人・
個人事業主の
皆様に支援!!

必要な時に

必要な額を

銀行
コンビニ
ATM OK!



お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】 平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

常陽銀行 クイックJ



インターネットでも簡単にお申込みができます



常陽銀行

表紙の紹介

出前講座の実施などで鉄筋業界の魅力を次世代に伝える

茨城県鉄筋業協同組合

建設業界の中でも重要な役割を果たす鉄筋工事業

鉄筋コンクリート構造の建物などの中には、骨組みとなるカゴ状の鉄筋が埋め込まれている。この鉄筋を建物の構造図にしたがって組み立てて行くのが鉄筋工事業者の役割となるが、鉄筋コンクリート構造は、ビルをはじめとして橋梁、トンネル、高速道路、地下鉄に至るまで、ほとんどの建築物に用いられている。

鉄筋工事は構造力学的に重要な仕事であり、材料の選別・正しい加工・配筋基準に沿った取り付けを行うための技能と知識が必要になってくる。

国家資格としては、「鉄筋施工技能士」が制定されており、工事着手前の施工計画や施工図の作成、施工方法の改善、他の職種との工程調整など、鉄筋工事の中心的な役割を果たす存在として、その活躍の範囲が広がっている。

また、最近では加工や取り付けなど、機械や重機を使用する機会が増えたことにより女性の鉄筋工も数多く見られている。

出前講座で鉄筋業界の魅力を次世代に伝える

少子高齢化や人口減少などで、あらゆる業界において若年労働者の確保が難しくなっている。

当組合では、茨城県職業能力開発協会と連携し、県内の高等学校へ厚生労働省認定の「ものづくりマイスター」を派遣し、出前講座を実施することで、鉄筋業界を始めとする建設業界全体の魅力を次世代に伝えている。

この出前講座は高校での授業の一環として行われ、実際の作業を体験してもらい、生徒一人ひとりの職業観にアプローチすることを通じて、建設業や鉄筋工事業をより身近に感じてもらえる取り組みとなっている。

出前講座を実施した学校の卒業生から建設業界への入職者が始めているなど本事業を通じて学校・生徒側の建設業や鉄筋工事業に対する認識も少しずつ変化していることが伺われ、建設業界全体にこのような動きがさらに広がっていくことが期待されている。

茨城県鉄筋業協同組合

〒310-0852 水戸市笠原町 1207-5

電話：029-244-7155

FAX：029-244-7156

URL：http://www.h4.dion.ne.jp/~tekkin/

設立：昭和37年10月

主な業種：鉄筋工事業

組合員：31人



雇用・労働関係助成金の活用

厚生労働省や茨城県などの雇用・労働に係る施策として、雇用の安定や職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上を図るための各種助成金が用意されています。

本号では、雇用管理の改善等（労働時間等の設定の改善、賃金の引き上げと生産性の向上、女性活躍の推進、職業生活と家庭生活の両立、教育訓練等の充実、福利厚生の充実）に取り組む事業主のための助成金を紹介します。誌面の関係で一部の紹介となりますが、内容や支給要件等について厚生労働省、中小企業庁、茨城県のホームページにてご確認ください、ぜひ、ご利用ください。

☆厚生労働省のホームページ（事業主の方のための雇用関係助成金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

☆中小企業庁のホームページ（平成30年度版中小企業施策利用ガイドブック）

http://www.chusho.meti.go.jp/pamfile/g_book/h30/index.html

☆茨城県のホームページ（平成30年度中小企業支援施策活用ガイドブック）

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kikaku/guidebook.html>

1. 雇用管理の改善全般

・中小企業労働力確保法関連助成金（雇用管理改善の認定を受けた事業協同組合等への助成金）

事業要旨	県知事から「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画（※）の認定を受けた事業に取り組む事業協同組合等は、国の実施する助成金を受けることができます。 ※ 事業協同組合等が、労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等及び職業生活と家庭生活の両立、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練等の充実等の雇用管理の改善に取り組むことを内容とした計画で、主たる事務所を置く県知事に提出するものです。
事業概要	【対象者】 中小企業を構成員とする事業協同組合等 【支援の内容】 改善計画の認定を受けた事業協同組合等は、以下の支援措置を受けることができます。 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） 中小企業を構成員とする事業協同組合等が構成中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成。 〈助成額〉事業の実施に要した費用の2/3の額（上限有り） ・大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） 上限 1,000万円 ・中規模認定組合等（同100以上500未満） 上限 800万円 ・小規模認定組合等（同100未満） 上限 600万円
問合せ先	改善計画 茨城県産業戦略部 労働政策課 電話 029-301-3645 助成金 茨城労働局 職業対策課 電話 029-224-6219

2. 労働時間設定等の改善

(1) 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）

事業要旨	時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、時間外労働の上限設定の改善に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。
事業概要	【対象者】 次の①又は②のいずれかに該当する中小企業 ①時間外労働時間数に休日労働時間数を合わせて月80時間を超える又は時間外労働時間数で年720時間を超える特別条件付きで36協定を締結した企業であって、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者を有すること。 ②時間外労働時間数で月45時間を超えて時間外労働時間数に休日労働時間数を合わせて月80時間以下又は時間外労働で年360時間を超えて720時間以下の特別条件付き36協定を締結していた企業であって、現に当該時間の範囲の時間外労働を複数月行った労働者を有すること。 【支給対象となる取り組み】 ①労務管理担当者に対する研修、②労働者に対する研修、周知・啓発、③外部専門家によるコンサルティング、④就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤人材確保等に向けた取り組み、⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理機器、デジタル式運行記録計、テレワーク用通信機器、労働能率の推進に資する設備・機器の導入及び更新 【助成額】 事業の実施に要した経費の合計額に補助率（3/4～4/5）を乗じた額（但し、1企業当たり上限200万円） ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html
問合せ先	茨城労働局 雇用環境・均等室 電話 029-277-8294

(2) 時間外労働等改善助成金（事業協同組合等への助成金）

事業要旨	中小企業の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の企業のうち、労働者を雇用する企業（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取り組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成します。
事業概要	【支給対象となる事業主団体等】 中小企業を構成員とする事業協同組合等（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会など） 【支給対象となる取り組み】 ①市場調査の事業、②新ビジネスモデル開発、実験の事業、③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、④下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業、⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業、⑥好事例の収集、普及啓発の事業、⑦セミナーの開催等の事業、⑧巡回指導、相談窓口設置等の事業、⑨構成中小企業が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業、⑩人材確保に向けた取り組みの事業 【支給額】 上記「成果目標」の達成に向けて取り組んだ場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。 ・以下のいずれか低い方の額 ①対象経費の合計額（※1）、②総事業費から収入額を控除した額（※2）、③上限額500万円（※3） （※1）支給対象となる取り組みごとに上限額を定めています。（※2）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。（※3）都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（構成事業主が10以上）に該当する場合は、上限額1,000万円。
問合せ先	茨城労働局 雇用環境・均等室 電話 029-277-8294

3. 賃金の引き上げと生産性の向上

・業務改善助成金

事業要旨	企業内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定以上引き上げるとともに、企業の生産性向上に資する設備・機器等の導入等に係る経費の一部を助成します。
事業概要	【対象者】 企業内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定以上引き上げるとともに、企業の生産性向上に資する設備・機器の導入、経営コンサルティングの実施などを行う中小企業・小規模事業者 【支給要件】 企業内最低賃金が、1,000円未満の企業が30円以上引き上げること 【支援の内容】 企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などに係る経費の一部を助成。 例) 30円引き上げる場合 引き上げる労働者数1～3人…上限50万円、4～6人…70万円 7人以上…100万円 ・助成率 事業場規模 30人以下…3/4（生産性要件を満たした場合4/5） 事業場規模 31人以上…7/10（生産性要件を満たした場合3/4） 【利用方法等】 茨城労働局 雇用関係・均等室までお問合せください。
問合せ先	茨城労働局 雇用関係・均等室 電話 029-277-8294

4. 女性活躍の推進

・女性活躍推進事業

事業要旨	働く女性が活躍できる社会の実現を目指し、「いばらき女性活躍推進会議」を中心に、企業経営者や女性自身の意識改革及び女性が働きやすい環境づくりを推進します。
事業概要	【内容】 企業の取り組み支援 ○いばらき女性活躍推進会議会員登録 女性活躍推進に意欲のある企業・事業所をいばらき女性活躍推進会議の会員として登録すると次のようなメリットがあります。 ①茨城県建設工事入札参加資格審査において加点措置 ②女性活躍に向けた中小企業の取り組みに対して助成 中小企業が女性活躍推進のために行う取り組みに対する助成 ・ロッカー、トイレ等の施設整備（補助率1/2、上限30万円）
問合せ先	茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課 女性活躍グループ 電話029-301-2178

5. 職業生活と家庭生活の両立

(1) 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

事業主旨	労働者が育児休業を取得しやすいよう、代替要員の確保などを行い、育児休業を取得させた中小企業に助成します。
事業概要	【支給対象となる取り組み】 育児休業復帰支援プランの策定、導入により育児休業の円滑な取得、復帰に取り組んだ場合や育休取得者の代替要員を確保した中小企業に助成します。 【支給対象者】 中小企業者 【支給額】 ①育休取得時 28.5万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） ②育休復帰時 28.5万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） ※職場支援加算 育児休業取得者の業務を代替する他の労働者に対して一定額以上の業務代替手当等を支給する賃金規定を整備するとともに、業務改善のための見直し、効率化に取り組んだ中小企業に19万円支給。 ③代替要員確保時（育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者等を原職等に復帰させた中小企業に支給） 1人当たり47.5万円（育児休業取得者が期間雇用者の場合9.5万円加算） 支給期間5年 1年度10人まで ④職場復帰後支援（法を上回る看護休暇制度や保育サービス補助制度を導入・運用した場合） 28.5万円。 ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html
問合せ先	茨城労働局 雇用環境・均等室 電話 029-277-8294

(2) 両立支援等助成コース（介護離職防止支援コース）

事業主旨	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取り組みを行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取り組みを行った中小企業に助成します。				
事業概要	【支給対象となる取り組み】 (1)職場環境整備の取り組み 厚生労働省が指定する様式を利用した、以下①～④の全ての取り組み ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート） ②制度設計・見直し（育児・介護休業法に定める介護関係制度について、法律を上回る制度を導入） ③介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施・リーフレットの配布） ④介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知） (2)介護休業・介護制度の利用 それぞれ、以下①～⑤又は①～④を実施すること。 〈介護休業〉 ①対象者が上司等と面談を実施したうえで、介護プランを作成 ②介護プランに基づいて、介護休業の開始日前日までに業務の引継ぎ等を実施 ③対象者が介護休業を1か月以上（分割取得時は合計30日以上）取得し、原則として原職等に復帰 ④介護休業終了後1ヶ月以内に、上肢等とのフォロー面談を実施 ⑤介護休業終了後に、対象者を雇用保険の被保険者として1か月以上雇用 〈介護制度〉 ①対象者の制度利用開始日前日までに、上司等と面談したうえで、介護支援プランを作成 ②介護支援プランに基づいて、対象者の制度利用中の業務体制の検討を実施 ③対象者が次のいずれかの勤務制度を3か月以上（分割利用時は合計90日以上）利用 「所定外労働の制限制度」「時差出勤制度」「深夜業の制限制度」「短時間勤務制度」 ④制度利用期間（3か月または90日）終了から1ヶ月以内に、上司等とのフォロー面談を実施 【支給額】 <table border="1"> <tr> <td>介護休業の利用</td><td>57万円</td></tr> <tr> <td>介護制度の利用</td><td>28.5万円</td></tr> </table> 1企業当たりそれぞれについて有期契約労働者1人、雇用期間の定めのない労働者の計2人まで ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html	介護休業の利用	57万円	介護制度の利用	28.5万円
介護休業の利用	57万円				
介護制度の利用	28.5万円				
問合せ先	茨城労働局 雇用環境・均等室 電話 029-277-8294				

(3)両立支援等助成コース（出生時両立支援コース）

事業要旨	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのための取り組みを行い、男性労働者に一定の育児休業をさせた中小企業に助成します。						
事業概要	【支援対象となる取り組み】 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのために取り組みを行い、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業を取得すること。 【支給額】 <table border="1"> <tr> <td>①取り組み且つ1人目の育休取得</td><td>57万円</td></tr> <tr> <td>②2人目以降10人目までの育休取得</td><td>5日以上 14.25万円 14日以上 23.75万円 1か月以上 33.25万円</td></tr> <tr> <td>③育児目的休暇の導入・利用</td><td>28.5万円</td></tr> </table> ※支給対象となるのは1年度につき10人までです。 ②は過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象。③は1企業1回まで ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html	①取り組み且つ1人目の育休取得	57万円	②2人目以降10人目までの育休取得	5日以上 14.25万円 14日以上 23.75万円 1か月以上 33.25万円	③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円
①取り組み且つ1人目の育休取得	57万円						
②2人目以降10人目までの育休取得	5日以上 14.25万円 14日以上 23.75万円 1か月以上 33.25万円						
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円						
問合せ先	茨城労働局 雇用環境・均等室 電話 029-277-8294						

6. 教育訓練等の充実

(1)キャリアアップ助成金（非正規の労働者に対して、正社員への転換、処遇改善などを実施した場合の助成）

事業要旨	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、処遇改善などの取り組みを実施する中小企業に対して助成します。		
事業概要	【助成メニュー】		
	コース	内 容	助成額
	正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用等に転換又は直接雇用した場合に助成	①有期→正規 1人当たり57万円 ②有期→無期 1人当たり28.5万円 ③無期→正規 1人当たり28.5万円
	賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った場合に助成	・すべての賃金規定等を2%以上増額改定した場合 1～3人 9.5万円 4～6人 19万円 7～10人 28.5万円 11～100人 1人当たり2.85万円 ・一部賃金規定等改定し2%以上増額改定した場合 1～3人 4.75万円 4～6人 9.5万円 7～10人 14.25万円 11～100人 1人当たり1.425万円
	健康診断制度コース	健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等を対象に健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に助成	1企業当たり38万円
	賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成	1企業当たり57万円
	諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に助成	1企業当たり38万円
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大等を導入する際に、賃金引き上げを実施した場合に助成	賃上げ割合に応じて1人当たり 3%以上14%未満1.9～7.6万円 14%以上9.5万円
	短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成	・週所定労働時間を5時間以上延長した場合 1人当たり 19万円 ・労働者の収入が減少しないように週所定内労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合、延長時間により 1時間以上5時間未満 1人当たり 3.8万円～15.2万円
助成金の種類によって「生産性要件」を満たしている場合には、上記助成金額に加算できる場合があります。 ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/			
問合せ先	茨城労働局 職業対策課 電話 029-224-6219		

(2)人材開発支援助成金（労働者に対してキャリア形成促進のため職業訓練などを実施した場合に助成）

事業要旨	労働者のキャリア形成を促進するため、計画に基づき職業訓練を実施する企業に対して、職業能力開発に係る支援として訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。		
事業概要	【助成メニュー】		
	コース	内 容	助成額（中小企業）
	特定訓練コース	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する等訓練効果の高い10時間以上の訓練について助成	【賃金助成】 1時間当たり760円 【訓練費助成】 実費相当額の45% 【OJT実施助成】 1時間当たり665円
	一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対する助成	【賃金助成】 1時間当たり380円 【訓練経費助成】 実費相当額の30%
	教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇を導入し、当該休暇を取得し訓練を受けた場合に助成	【定額助成】 30万円
	特別育成訓練コース	有期契約労働者に対する職業訓練を実施した場合に助成	【Off-JT 賃金助成】 1時間当たり760円 【Off-JT 訓練経費助成】 100時間未満 10万円 100時間以上200時間未満 20万円 200時間以上 30万円 【OJT実施助成】 1時間当たり760円
	建設労働者認定訓練コース	①職業能力開発促進法による認定訓練を実施した中小建設業者等 ②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設業者（特定訓練・一般訓練・特別育成訓練コースの支給を受けた場合に限る）	①【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の補助対象経費の1/6 ②【賃金助成】 1人当たり日額4,750円
	建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設業者又は建設業者団体に対して助成	【経費助成】 （建設業者） 20人以下の建設業者 対象経費の3/4 21人以上の建設業者 35歳未満 対象経費の7/10 35歳以上 対象経費の9/20 （中小建設業者団体） 対象経費の4/5 【賃金助成】 （最長20日間） 20人以下の建設業者 1日当たり日額7,600円 21人以上の建設業者 1人日額6,650円
	障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 対象経費の3/4 【運営費】 対象経費の3/4
※助成金の種類によって「生産性要件」を満たしている場合には、上記助成金額に加算できる場合があります。 ※詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/			
問合せ先	茨城労働局 職業対策課 電話 029-224-6219		

7. 福利厚生の実現

・中小企業退職金共済制度に係る掛金の助成（一般業種）

事業要旨	中小企業退職金制度に新たに参加する中小企業や、既に同制度に参加している中小企業が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成します。
事業概要	【新規加入掛金の助成】 (1)対象労働者掛金月額の1/2（労働者ごとに上限5,000円）を、中小企業が中退共済制度に新たに参加してから4か月目より1年間控除。 (2)1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額（掛金月額が2,000円、3,000円、4,000円のいずれか）が適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除。 【掛金月額変更の掛金助成】 対象労働者の掛金月額の増額分（増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額）の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除。
問合せ先	独立行政法人勤労者退職金共済機構 電話 03-6907-1234 http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/

<参考>

「働き方改革・生産性向上促進事業」（茨城県）

（仕事と生活の調和推進計画届出制度、働き方改革アドバイザー派遣事業）

事業要旨	従業員の働き方の見直しについての計画を「仕事と生活の調和推進計画」として県に届出を行うと、県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として扱われます。また、推進計画策定などについて、無料で「働き方改革アドバイザー」の指導・助言を受けられます。
事業概要	(1)仕事と生活の調和推進計画届出制度 【対象者】 茨城県内に事業所を有する中小企業等 【計画の内容】 次の項目で構成し、中小企業等の仕事と生活の調和の推進に関して現状を改善する取り組みを定めます。 ①従業員の育児・介護支援のための取り組み ②働き方の見直しに関する取り組み ③その他の取り組み ④計画の周知方法 【届出のメリット】 ①県のホームページで紹介されます。 ②県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われます。 ③商工組合中央金庫の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」を利用することができます。 ※詳しくは、商工組合中央金庫水戸支店（029-225-5151）まで。 【利用方法】 届出書に必要事項を記入し、関連資料を添付の上、県産業戦略部労働政策課宛に提出してください。 様式は次のホームページアドレスから入手してください。 http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/keikaku.html (2)働き方改革アドバイザー派遣 県が委嘱した働き方改革アドバイザー（社会保険労務士）が中小企業を訪問し、「仕事と生活の調和推進計画」策定支援など、企業の実情に応じた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取り組みについて指導・助言を行います。また、企業等が開催する研修会の講師としてアドバイザーを派遣します。
問合せ先	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ 電話 029-301-3656

中央会会員の皆様へ

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

会社経営のリスクへの備え、万全ですか？

就業中や通勤途中の事故による社員のケガ

使用者責任、ハラスメントによる高額賠償

業務災害 補償保険

- メリット1 納得の保険料水準！ 茨城県中小企業中央会を契約者としたスケールメリットのプランです。
- メリット2 スピーディな保険金支払！ 政府労災を待たずにお支払可能です。 ※一部除きます。
- メリット3 さまざまなプランが選べます！ ご希望にあわせた補償のカスタマイズが可能です。

【お問い合わせ】 茨城県中小企業団体中央会 総務企画課

TEL029-224-8030

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険(株) 茨城支店・水戸第二支社

TEL029-224-1717

※詳細はパンフレット、重要事項説明書類をご確認ください。

ACD622018/02/01/D

使用期限

2019/6/30

お客さま第一をモットーに 安定したLP ガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

〒312-0011 ひたちなか市中根 5882 番地

TEL029 (274) 8416 FAX029 (273) 7353

代表理事 田 村 智 行

外 役 員 一 同